

安芸高田市 こども園（幼稚園部分） 入所申込のしおり



☆ 申請前にご確認ください ☆

- 消えるペンで記入された書類は受付できません
- 書類に記入漏れはありませんか？（マイナンバー、押印、保護者名など）
- 必要書類はそろっていますか？
（保護者の本人確認ができるもの、マイナンバーがわかるものなど）
- きょうだい一緒に申請する場合、保護者の名前が一致していますか？



平成31年2月7日作成

目次1

1. 保育の必要性の認定	1ページ
①認定制度について	1ページ
②保育時間について	2ページ
③認定こども園(幼稚園部分)の入所申込受付について	2ページ
2. 認定こども園(幼稚園部分)の入所申込に必要な書類等	3ページ
①書類の提出先	3ページ
②全ての方が必要な書類	3ページ
③該当される方のみ必要な書類	3ページ
「申込書」の記入例	4. 5ページ
3. 保育料について	6ページ
①認定こども園(幼稚園部分)の保育料の計算方法について	6ページ
②保育料の料金表について	6ページ
③保育料の寡婦(夫)控除のみなし適用について	6ページ
④災害により被災した場合の保育料の減免について	6ページ
⑤給食費について	6ページ
⑥おやつについて	6ページ
「1号認定保育料表」	7ページ
4. 保育料の負担軽減について	
①国の多子軽減	8ページ
②同時入所による多子軽減	8ページ
③安芸高田市独自の多子軽減	8ページ
5. 認定こども園(幼稚園部分)の延長保育について	8ページ
①延長保育について	8ページ
「延長保育料について」	8ページ



1. 保育の必要性の認定

① 認定制度について

保育所（園）・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分・保育園部分）を利用する時には支給認定というものを受ける必要があります。

支給認定では、入所を希望する施設や児童の年齢や保護者の就労状況等により、児童にどんな施設の利用が必要なのかを決定します。

安芸高田市では保育所（園）・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分・保育園部分）の入所申請書が支給認定申請書を兼ねていますので、入所申請書と添付していただいた書類で決定を行います。

認定こども園（幼稚園部分）の入所決定を受けた児童は、1号認定を受けたこととなります。

保育所（園）・認定こども園（保育所部分）に入所決定を受けた3歳以上の児童は、2号認定を受けたこととなります。

認定こども園（幼稚園部分）に入所決定を受けた2歳以下の児童は、3号認定を受けたこととなります。

公立認定こども園（幼稚園部分）入所申込等については、市役所子育て支援課・各支所窓口係へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
公立認定こども園（幼稚園部分）		
みどりの森保育所	美土里町本郷1714-2	54-0880
ふなさ保育園	高宮町佐々部531	57-0007
くるはら保育園	高宮町原田3380-4	57-1633

幼稚園・私立認定こども園（幼稚園部分）・入所申込等については、下記の園に直接お問い合わせください。

吉田幼稚園（公立）	吉田町吉田1997	42-2661
ひの川幼稚園（私立）	八千代町佐々井1550-1	52-2203
私立認定こども園（幼稚園部分）		
向原こばと園（私立）	向原町坂350	46-7022
甲田いづみこども園（私立）	甲田町高田原	未定



② 公立認定こども園（幼稚園部分）の保育時間について

教育認定された児童の保育基本時間は、9時00分から14時00分です。

土曜日は、13時00分まで半日保育があります。

認定こども園（幼稚園部分）では14時00分以降の延長保育を利用した場合は、延長保育料をいただきます。（延長保育料については、8ページの「延長保育料について」をご覧ください。）

③ 公立認定こども園（幼稚園部分）の入所申込受付について

平成31年4月から公立の認定こども園（幼稚園部分）への入所を希望される場合、次の日程で入所受付を行います。

申込書の配布	平成31年1月25日（金）～
配布場所	子育て支援課、各支所窓口係、各認定こども園（幼稚園部分）で配布します。安芸高田市ホームページからダウンロードも可能です。
受付期間	平成31年1月25日（金）～平成31年3月15日（金）
申込書の提出先	子育て支援課または各支所窓口係
入所の決定	3月下旬に保護者へ通知します。

※申請状況によっては希望する認定こども園（幼稚園部分）に入所できない場合や、入所待ちとなることもあります。

私立認定こども園（幼稚園部分）の入所申込受付について

平成31年4月から私立認定こども園（幼稚園部分）への入所を希望される場合、入所を希望される私立認定こども園で入所受付を行います。

申込書の配布	随時
配布場所	私立認定こども園
受付期間	随時
申込書の提出先	私立認定こども園
入所の決定	随時

※申請状況によっては希望する認定こども園（幼稚園部分）に入所できない場合や、入所待ちとなることもあります。



2. 公立認定こども園（幼稚園部分）入所申込に必要な書類等

① 書類の提出先

次の書類を、子育て支援課又は各支所へ提出してください。なお、これらの書類の様式は、市役所、各支所、安芸高田市ホームページにあります。

② 全ての方が必要な書類

提出又は提示書類	対象者	注意事項
・支給認定申請書兼施設入所申込書（※1）	入所対象児童全員	※1 個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）の記入をしてください。裏面も漏れなく記入してください。
・個人番号がわかるもの（※2） 【個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票】	同居者全員	※2 記入いただいた個人番号全員分の個人番号がわかるものを窓口で提示していただきます。
・本人確認ができるもの（※3） 【運転免許証・パスポート等の顔写真つきのものはいずれか1点】 もしくは 【健康保険証・国民年金手帳等顔写真のないものはいずれか2点】	保護者（※4）	※3 窓口で提示 もしくは 写しを添付 してください。 ※4 『保護者』とは支給認定申請書兼施設入所申込書の右上に記入した氏名の方です。
・食事調査票 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 〇歳児用 1歳児用 2歳児用 </div>	入所対象児童全員	・申請時の年齢に該当する調査票を提出してください。 ・食物アレルギー等対応食が必要な場合には、別途申請書等が必要ですので、お問い合わせ下さい。

③ 該当される方のみ必要な書類

提出又は提示書類	注意事項
同一世帯（※5）に所持している方がいる場合 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・国民年金障害基礎年金証書	※5 同一世帯とは住民票上の世帯で同一となる場合です。 ・提出は 写し を提出してください。
父母または養育者が平成30年1月1日以降または平成31年1月1日以降に転入された場合 ・市町村民税課税台帳記載事項証明書	平成30年1月1日以降の場合 ・4月～8月入所の場合のみ必要です。 平成31年1月1日以降の場合 ・4月～8月入所の場合、平成30年度分が必要です。9月以降入所の場合は、新年度分が必要です。（新年度分は6月以降取得可能です。）

※私立認定こども園（幼稚園部分）への入所希望する場合、必要書類は各園にお問い合わせください。

支給認定申請書 兼 施設入所申込書(現況届 兼 施設利用申込書)

申込書の記入例

〇〇年〇〇月〇〇日 (保護者氏名) 安芸 高夫 印
 提出日を記入してください。

次の通り、施設型給付費・施設型保育給付費を申請し、保育所・幼稚園等を利用します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名 (ふりがな) あき たろう 安芸 太郎	性別 〇〇年 〇月 〇日生 (男)・女	障害者手帳の有無 有・(無)
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 H31.4.1時点での年齢(〇)歳		
保護者 住所・連絡先	(住所) 安芸高田市 〇〇町△△〇〇〇〇 (個人番号(マイナンバー)を記入してください。 (連絡先) 携帯: 090-000-0000 (続柄: 母) 自宅: 0826-00-0000		
認定証番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。		
保育の希望の有無(※)	有: 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) (無) 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)		

(※)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、認定こども園、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
 ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
 ・「有」を〇で囲んだ場合は①～④に、「無」を()で囲んでください。保育の希望の有無の「無」に〇をしてください。

①世帯の状況

区分	【上段】氏名 【下段】個人番号	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	障害者手帳の有無	前(当)年度分市町村民税課税の有無	
子どもの世帯員	(ふりがな) あき たかお 安芸 高夫	父	昭和〇〇年〇月〇〇日生	(男)・女	AA会社	有(無)	(有)・無	
	(ふりがな) あき たかこ 安芸 高子	母	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男・(女)	BB銀行	有(無)	(有)・無	
	(ふりがな) あき はなこ 安芸 花子	姉	平成〇〇年〇月〇〇日生	男・(女)	CC小学校	有(無)	有・(無)	
	(ふりがな) あき いちろう 安芸 一郎	祖父	昭和〇〇年〇月〇〇日生	(男)・女	DD建設	(有)・無	(有)・無	
	(ふりがな) あき ももこ 安芸 桃子	祖母	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男・(女)	EE商事	有・(無)	(有)・無	
	(ふりがな) 年 月 日生		男・女			有・無	有・無	
	生活保護の適用の有無 (適用無し)・適用有り (保護開始)							

②利用を希望する期間、希望する施設(事業所)名

利用希望期間	〇〇年 〇月 〇〇日 から 年 月 日 ・ (就学前) まで		
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由		事業所番号*
	第1希望	〇〇保育所(幼稚園部分) (理由) 自宅から近いため	
	第2希望	(理由)	
	第3希望	(理由)	
	第4希望	(理由)	

○ *印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
 ○ 字は楷書ではっきりと書いてください。
 ○ 裏面も記入して下さい。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

記入例(裏)

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
		保育の利用を必要とする理由の記載の必要はありません	
		<input type="checkbox"/> 就 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日 (月) ・ (火) ・ (水) ・ (木) ・ (金) ・ 土	利用時間 9時00分から 14時00分まで	
希望する保育必要量	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(8時間以上11時間未満) ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間(時間未満)		

④税情報等の提供・安芸高田市多子世帯軽減申請に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む安芸高田市の保育料多子世帯負担軽減措置を申請し、市税等の滞納の有無を確認するため、担当部署へ問入所申込書類等で第2子以降であることが確認できない場合、市町村の戸籍担当課へ問い合わせること。また、これらの情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

利用時間は、9:00から14:00までです。

保護者氏名 安芸 高夫 印

※世帯員の居住地について

前年、当年の1月1日時点の居住地が当市町村ではない世帯員の有無 (有 ・ 無)

(対象となる世帯員の氏名・当時の居住地)

該当される方が、父母の場合、父母の市町村民税課税額のわかる書類(証明書)

⑤土曜日午後保育の希望の有無について

土曜日午後保育を 希望する

※公立保

私立保

希望しない

土曜日午後保育の希望の有無の記載の必要はありません

* 市町村記載欄

受付年月日	年 月 日		
認定の可否	認定者番号	認定区分等	
可・否 (否とする理由)		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)	
年 月 日 認定			
支給(入所)の可否	支給認定期間	契約期間	
可・否 (否とする理由)	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]			
入所施設(事業者)名		年度 利用施設名	
(<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保 (<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事) <input type="checkbox"/> 第一希望施設と同施設)			
保護者の身元確認	無・有 (<input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 障 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考			

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日		
施設(事業者)名	(事業所番号 :)		
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)		
利用契約(内定)の有無	有 (契約・内定 (年 月 日 契約(内定)))		無 5
備考			

3. 保育料について

① 認定こども園（幼稚園部分）の保育料の計算方法について

保育料は、認定こども園（幼稚園部分）に入所される児童と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（祖父母等）の市民税所得割額で決まります。

平成31年4月から8月分の保育料は、平成30年度の市民税所得割額で決定します。新年度9月から3月分の保育料は、新年度の市民税所得割額で決定します。

よって、保育料は毎年9月に見直しされます。（ただし、国の制度が変更された場合は、随時見直しを行います。）

② 保育料の料金表について

料金表は、7ページの「保育料」をご覧ください。

③ 保育料の寡婦（夫）控除のみなし適用について

平成30年9月より、保育所等の保育料について、婚姻暦のないひとり親世帯を対象に、税制上の寡婦（夫）控除のみなし適用を開始しました。該当する世帯は、安芸高田市子育て支援課に申請していただくことにより、保育料が減額される場合があります。

④ 災害などにより被災した場合の保育料の減免について

災害などにより自宅が半壊もしくは全壊した場合、または通所している認定こども園（幼稚園部分）が災害などにより閉鎖した場合、保育料が減免される場合があります。

※ ③、④につきましては、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

⑤ 認定こども園（幼稚園部分）の給食費について

認定こども園（幼稚園部分）を利用される場合、1食あたり、188円かかります。給食費は、月末締めで翌月に請求する予定です。

⑥ 認定こども園（幼稚園部分）がおやつについて

認定こども園（幼稚園部分）を利用される場合、基本的な保育時間が14:00までのため、おやつはありません。ただし、延長保育を利用される場合、おやつはありますが、おやつ代として1回につき、50円を徴収します。



1号認定保育料表

【利用者負担額（保育料）】

階層区分	幼稚園保育料
①生活保護世帯	0円
②-2 市民税 非課税世帯 (所得割非課税含む)	2,000円
③-2 市民税所得割 77,100 円以下	9,000円
④市民税所得割 211,200 円以下	13,400円
⑤市民税所得割 211,201 円以上	18,600円

※入園料込 12ヶ月徴収

【利用者負担額（保育料）の軽減】

○母子、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の
第2・第3階層保育料を軽減します。

階層区分	幼稚園保育料
②-2 市民税 非課税世帯 (所得割非課税含む)	0円
③-1 市民税所得割 77,100 円以下	3,000円

○多子世帯の第2子を半額、第3子を無料とします。

※18歳以下の兄弟姉妹の第2子、第3子以降

○階層が②-2の場合は第2子以降、無料

4. 保育料の負担軽減について

① 国の多子軽減

保護者と生計を同一にする児童のうち、第2子目以降の児童が認定こども園（幼稚園部分）に入所し、世帯の市町村民税の所得割額が77,101円未満である場合の保育料は、第2子目が半額、第3子目以降は無料となります。ただし、ひとり親家庭等（ひとり親家庭もしくは在宅障害児（者）がいる世帯）は、別に保育料の軽減があります。

② 同時入所による軽減（①に該当する世帯を除く）

同一世帯に小学生3年生以下の児童が2人以上いる場合、保育料が下の表のとおりとなります。

入所されている児童が	1人目の場合	表に定める額
	2人目の場合	表に定める（ ）内の額
	3人目以降の場合	無料

③ 安芸高田市独自の多子軽減（①または②に該当する世帯を除く）

保護者と生計を同一にする児童のうち、世帯の市町村民税の所得割額が77,100円以上の場合でも、18歳以下の兄弟姉妹の保育料が第2子半額、第3子以降無料となります。ただし、次のすべての事項に該当される方になります。

- ・適用を受けるため、入所申込み時に裏面の同意書に同意していること。
- ・適用を受けようとする児童が、安芸高田市に住所がある第2子以降の児童であること。
- ・市税等（保育料・市税・住宅使用料等）を完納していること。

5. 公立認定こども園（幼稚園部分）の延長保育について

① 延長保育について

安芸高田市では延長保育について、認定こども園（幼稚園部分）を利用されている児童の延長保育を行っています。

延長保育を利用される場合、延長保育料がかかります。

延長保育料	1日 1時間あたり	100円	<ul style="list-style-type: none"> ・14時01分以降からの利用について徴収 ・毎月月末締め翌月納付書払い
-------	--------------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------

